

御所市議会基本条例（案）に対するパブリックコメント実施要領

趣旨	市議会では、「御所市議会基本条例」の制定を検討しています。市民との対話を重視し、議会の役割や責務を明確に定めることで、開かれた議会運営と政策形成力を高めます。人口減少や財政課題に直面する御所市の未来を見据え、持続可能なまちづくりに議会が主体的に取り組むための基本ルールです。つきましては、本条例（案）を公表し、市民・関係者の皆さんから幅広くご意見を募集します。
公表するもの	御所市議会基本条例（案）
意見の募集期間	令和 7 年 10 月 31 日（金）から令和 7 年 11 月 14 日（金）
公表方法	・御所市ホームページに掲載 ・議会事務局での閲覧
意見を提出できる方	・御所市内に住所のある方 ・御所市内に事務所等のある個人・法人・その他の団体の方
意見の提出方法	所定の意見用紙（※次ページ参照）に必要事項を記載の上、次の方法で提出。 ① 郵送：〒639-2298 御所市 1 番地の 3 御所市役所 議会事務局 宛 ② F A X：0745-65-2799 ③ E メール：gikai@city.gose.nara.jp ④ 直接持参：御所市役所 3 階 議会事務局まで
意見提出の注意事項	※メールの場合、件名を『御所市議会基本条例（案）に関する意見』とし、意見用紙データを添付の上、ご送信ください。 ※意見用紙は、議会事務局に設置しております。また、市ホームページ上でも意見用紙の様式をダウンロードすることができます。 ※ご意見は、日本語で記載してください。 ※電話、口頭等によるご意見はお受けできませんのでご了承ください。 ※必要事項が記載されていない場合は、ご意見が無効になることがあります。
ご意見の取り扱い	・ご提出いただいたご意見は、最終的な決定における参考とさせていただきます。 ・類似のご意見については、集約することがあります。 ・ご提出いただいたご意見の概要とそれに対する市議会の考え方、本案を修正した場合は、その内容を市のホームページなどにより一定期間公表します。 ・ご意見に対して、個別の回答は行いませんのでご了承ください。 ・意見提出時に記載いただいた「提出者に関する事項（住所、氏名など）」については、公表しません。 ・意見募集は、具体的にご意見をいただくことを目的としていますので、賛否だけを示したものや、趣旨が不明瞭なものなどについては、市議会の考え方をお示しできない場合があります。